

## 菰野町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用協定締結について

近年、暴力団等が介入した官製談合事件も発生し、社会問題化してきております。

このような問題に対応するため、町が発注する、ほぼすべての契約から、所轄警察署と連携して暴力団等を排除するための措置に関する、暴力団等排除措置要綱運用協定を締結しました。



### 受注者等に対する措置について

#### 1 入札等からの排除

入札参加資格者等又はその役員等が、暴力団関係者と認められる場合、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有している場合など、受注者として不適当と認められるとき。

#### 2 資材購入等の禁止

受注者は、暴力団関係者等が役員等として関与している資材販売業者から資材等を購入してはならない。

#### 3 契約の解除

受注者が入札等からの排除条件に該当する場合、当該契約の解除ができる。

#### 4 不当介入等に対する報告・届出の義務化

暴力団等により不当介入を受けたときは、直ちにその旨を報告させるとともに、具体的に被害を受けている場合は、所轄の警察署に速やかに被害届を提出させるものとする。

### 所轄警察署との連携について

当町は、三重県四日市西警察署と連携を強化し、本要綱に基づく暴力団の排除を実現するため、その具体的な手続きについて、平成20年3月27日に協定を締結するため、調印式を行いました。